

電線管システム－第 1 部：通則

正 誤 票

区分	位置	誤	正
本体	5.6	電線管附属品の…箇条 7 に基づく…ならない。	電線管附属品の…箇条 6 に基づく…ならない。
	6.4.1	固形物の侵入に対する保護：JIS C 0920:2003 の IP3X に対する保護	固形物の侵入に対する保護：JIS C 0920:2003 の IP3X 以上に対する保護
	6.4.2	水の浸入に対する保護：JIS C 0920:2003 の IPX0 に対する保護	水の浸入に対する保護：JIS C 0920:2003 の IPX0 以上に対する保護
	9.3	あらかじめ…非金属材料に施しためねじ及び非金属材料製のナット類にかん合する場合は…その他の組合せの場合は，…行う。	あらかじめ…非金属材料に施しためねじにかん合する場合及び非金属材料ねじの場合は…その他の場合は，…行う。
	表 3 注 ^{b)}	^{b)} 欄 II は，…ねじに適用する。	^{b)} 欄 II は，…ねじ及びナットに適用する。
	10.1.3	その他の機器に…電線管は，…ならない。	その他の機器に…電線管システムは，…ならない。

平成 25 年 2 月 1 日作成